

# 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 9 月 22 日

東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

## 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和 7 年第 3 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 9 月 22 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

- (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 4 年 7 月 4 日から同年 8 月 22 日までの間

- (2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人らが、区役所職員等になりすまし、医療費の還付金等を受領できると誤信させた被害者に対し、携帯電話機を通じて指示して、被告人ら管理に係る預金口座に振込送金させるなどした行為

- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

被害金を受領するのに使用した預金口座及び名義人 みずほ銀行佐賀支店 3031010 タナカノゾミ、みずほ銀行川口支店 3086673 カタギリトキヤ、三菱UFJ銀行蔵支店 340190 カタギリトキヤ、みずほ銀行福岡支店 4396903 アオヤマヒカル、三菱UFJ銀行越谷駅前支店 39034 イチカワホタカ、みずほ銀行日野支店 3034694 ホリタトシヒト、三菱UFJ銀行高槻支店 0411490 ウエダサチコ、みずほ銀行鶴見支店 3057436 ニシムラミサキ、三菱UFJ銀行大宮駅前支店 415483 ハマカケユキ、みずほ銀行成田支店 3008748 コボリシュンスケ、みずほ銀行大和支店 3046395 ヤマモトノリユキ、三菱UFJ銀行成田空港支店 3164274 シミズダイスケ、三菱UFJ銀行くずは支店 0382344 ヤマナカマミ、みずほ銀行三島支店 3025264 ヨネヤマセリナ、三菱UFJ銀行千住中央支店 194874 イシカワケンイチ、三菱UFJ銀行大森駅前支店 4967123 オオタハラアキト、みずほ銀行宮崎支店 3040633 フクミツカエデ、みずほ銀行京都支店 3083842 タナカショウゴ、みずほ銀行函館支店 3025710 クロミヤセイヤ

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金48万5,423円（令和 7 年 8 月 22 日現在）
- 6 支給申請期間 令和 7 年 9 月 22 日から令和 7 年 11 月 21 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部

- (2) 裁判年月日 令和 7 年 4 月 22 日

- (3) 確定年月日 令和 7 年 5 月 8 日

- (4) 被告人の氏名 高橋 和也

- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名  
(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、医療費の還付金の受取ができる旨誤信

させた者に指示して、同人から財産上不法の利益を得るに当たり、その取得につき事実を偽装しようと考え、令和4年7月18日、東京都内の金融機関において、被害者に、同人名義の預金口座から被告人らが管理する預金口座に振込送金手続を行わせ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪 名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒190-8544 東京都立川市緑町6番地の3

東京地方検察庁立川支部 犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 042-548-5055（代表）内線487

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。